平成２５年（フ）第３７号
新潟県上越市上昭和町７番24号
債務者　野口　秋子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原野　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後２時30分
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１３３号
福井県鯖江市神明町２丁目１番９号
債務者　有限会社大宮眼鏡飾鋲製作所
代表者代表取締役　久嶋　康男
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野坂　佳生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時５分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１３８号
名古屋市天白区一つ山17番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市天白区元植田１丁目904番地
債務者　有限会社キュージィーヌカンパニー
代表者取締役　石井　政範
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安保　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２２号
高知市高埴７番24号
債務者　有限会社ユニマックス珈琲社
代表者代表取締役　八十川浩一
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重松健二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前11時30分
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０７２号
札幌市西区琴似１条４丁目４番27号
債務者　有限会社右文
代表者代表取締役　柴田　昌幸
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　泰斗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後２時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２３号
大阪市東住吉区駒川１丁目６番15号
債務者　株式会社滝田商会
代表者代表取締役　滝田真一郎
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　真弓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後２時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
兵庫県小野市下大部町896番地の１
債務者　有限会社グリーンサービス
代表者取締役　稲摩久美子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時30分
神戸地方裁判所社支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２７２号
仙台市泉区松陵２丁目32番地の１、申立時の住所仙台市青葉区川内三十人町53番地の57
債務者　小室　邦子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　裕一
4　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５２号
福島県二本松市松岡159番地１、住民票上の住所福島市御山字検田65番地の４
債務者　伊藤登喜雄
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紺野　明弘
4　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第４８３号
広島市安佐南区西原４丁目21番21―203号
債務者　藤田　幸男
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　英雄
4　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７号
青森県五所川原市大字七ツ館字鶴ケ沼156番地71
債務者　古川　昭次
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　賢二
4　破産債権の届出期間　平成25年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第８９号
釧路市緑ケ岡５丁目24番42号
債務者　星川　敬一
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍛冶　孝亮
4　破産債権の届出期間　平成25年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２５７号
兵庫県西宮市津門呉羽町２番24―902号、前住所兵庫県西宮市今津上野町１番13号
債務者　河原　初代
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　破産債権の届出期間　平成25年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６９号
北海道旭川市九条通23丁目３番地の32
債務者　田澤　尚英
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　正浩
4　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４６１号
愛知県知多郡武豊町字砂川２丁目47番地６、従前の住所愛知県知多郡武豊町字塩田１番地14　ディマーネ知多439号
債務者　榊原　　至
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　恭久
4　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部